

障害者ケアマネジメントシステム構築の課題 ～岩手県における障害者地域生活支援活動の展開から～

田 中 尚

The problems about devising an appropriate care management system for disabled people

Tanaka, Hisashi

This paper examines problems related to the care management of disabled people, which is a very significant aspect of social welfare policies of disabled people in Japan. By devising an appropriate care management system for disabled people, they are expected to enhance their capability and to enrich their life. This paper also delves on the issue of the partnership between public and non-public sectors.

Key words : care management and care management system partnership between public and non-public sector empowerment of disabled people

1. はじめに

社会福祉法の制定によって、障害者福祉施策が大きな転換点を迎えるようとしている。これまで障害者（精神障害者を除く）への福祉サービス等の提供において、行政が行政処分によって提供する「措置制度」から、福祉サービス利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する「支援費制度」に転換させ、利用者とサービス提供事業者の間の法的な権利義務関係を明確にすることを目指している。この「支援費制度」による障害者福祉サービスの提供について、単に租税制度による定額払いの措置委託方式を姑息に名称変更するだけの代理受領方式にすぎないという意見もある¹。しかし、福祉サービス利用者がサービスを選択し、そのサービスに対しての利用者意識が高まることによって、これまでの利用者とサービス提供事業者との関係は大きく変わるものと予想される。そして、福祉サービス利用者が、福祉とサービスを利用するうえで、明かに構造的に不利な状況におかれることから、サービス事業者との対等な関係を構築するために、適切に福

祉サービスを利用できることを保障することが必要となってくる。そのためのシステムとして、障害者ケアマネジメントの手法を用いた障害者福祉サービス利用の支援体制が求められるようになってきた。

厚生労働省では、「支援費制度」のもとで障害者への福祉サービスを実施していくために、平成15年度から、障害者ケアマネジメントを本格的に導入することとし、その体制整備を推進するために、厚生労働省、都道府県・指定都市において、「障害者ケアマネジメント体制整備推進事業」を実施している²。まさに、平成15年度からの措置制度に代わる「支援費制度」の導入と、種々の公的福祉サービスの「利用契約」を下支えする「障害者ケアマネジメント」は、車の両輪のような関係にあり、その体制整備が急がれている状況にある。しかし、障害者ケアマネジメント体制をどのように構築するかについて、厚生労働省は「障害者ケアマネジメントの普及に関する報告書」のなかで大枠の指針を示しているものの、その具体的な構築の進め方については、都道府県及び市町村に投げかけられた形になっている。報告書では、障害者ケアマネジメン

トの実施主体として、「第一義的には市町村であり、市町村が自ら実施するか、あるいは都道府県及び市町村が委託している市町村障害者生活支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業及び精神障害者地域生活支援センターにおける相談支援において、障害者ケアマネジメントを実施する」とし³、市町村を障害者ケアマネジメントの実施主体に位置付け、市町村が障害者ケアマネジメントを直接行わない場合には、障害者支援事業者に委託できるとしている。市町村の財政事情等を含め、市町村の取組み姿勢を尊重した指針となっているが、そのことが返って、市町村の障害者福祉施策の混乱をもたらすと同時に、障害者地域生活支援体制を曖昧で、形骸化させるものになりかねない状況を生じさせている。そこで、本論文では、これまでの障害者ケアマネジメントシステムの構築を巡っての経過を踏まえて、障害者地域生活支援の充実のためのケアマネジメントシステム構築の課題について整理し、今後の展望について述べることとする。

2. わが国における障害者ケアマネジメントの導入の経緯と市町村の課題

障害者ケアマネジメントに関する検討がなされたようになったのは、社会福祉基礎構造改革のなかでの論議にあり、その中間まとめのなかで、「利用者の需要に的確に対応するためには、保健・医療・福祉サービスの一体的な提供が重要であり、福祉サービス全般について、介護支援サービス（ケアマネジメント）のようなサービス提供手法の確立が必要である。⁴」と示している。ここでは、障害者分野に限定してケアマネジメントの必要性を唱えているのではないか、2000年度に実施された介護保険制度下における高齢者ケアマネジメントを意識つつも、保健・医療・福祉サービスの一体的な提供を目指し、福祉サービス全般においてのケアマネジメントの導入を提唱していると理解することができる。

そして、その後、1999年に発表された「今後の障害保健福祉施策のあり方について」（厚生省）のなかで、障害者ケアマネジメントの導入についての明確な提言がなされるようになった。そこでは、「制度改正により、新しいサービス利用制度へ移行するに際しては、障害者ケアマネジメント、利用者の保護を図るための事業などの体制を整備するために、十分な準備期間を

設ける必要がある。行政庁は、福祉サービスの利用を希望する者に対し、利用者のニーズを総合的に把握し、個々人にふさわしいサービスが提供できるよう援助する障害者ケアマネジメントを受けることを薦める。この際、障害者ケアマネジメントでは、サービス利用計画を作成し、福祉サービスの種類とその量等を明らかにすることを利用者に説明する。行政庁は、障害者ケアマネジメントを希望する利用者に対し、障害者ケアマネジメントを行う。⁵」としている。この提言において、障害者ケアマネジメントの導入の背景を、障害者福祉分野における新しいサービス利用制度への移行に伴う対応の必要性をあげており、明かに、平成15年度からの支援費制度に対応する仕組として障害者ケアマネジメントを位置付けている。そして、行政庁（市町村）に対しては、福祉サービスの利用を希望する者に対して利用者のニーズを総合的に把握し、障害者ケアマネジメントを受けることを薦めるということを求めている。また、行政庁（市町村）は障害者ケアマネジメントを希望する利用者に対して障害者ケアマネジメントを行うと提言がなされている。

その後、身体障害者、知的障害者、精神障害者のケアガイドライン（知的・精神は試案）を厚生省は公表し、障害者ケアマネジメントの具体的な推進を図るようになり、その体制整備を推進するために、厚生労働省、都道府県・指定都市において、「障害者ケアマネジメント体制整備推進事業」を実施するようになった。

以上の点を高齢者の介護保険制度におけるケアマネジメントと比較すると表1のように整理することができる。まず、基底となる制度とサービスの提供方式が、高齢者介護保険制度においては、社会保険方式であり、利用者のサービスに対する権利性が担保されやすい構造を生むのに対して、障害者ケアマネジメントは支援費方式のもと、基本的にはこれまでの税方式によるサービス給付となる。その点では、社会保険方式によるようなサービスに対する権利性が保障されるかが課題となる。二つ目として、高齢者介護保険制度では、ケアマネジメントを担う介護支援専門員を、国家試験の合格のうえで一定の研修を修了させることによって養成するのに対して、障害者ケアマネジメントの従事者には、そのような国家試験が課されるわけではなく、都道府県で実施している障害者ケアマネジメント従事者養成研修（約4日間）の修了者に担わせることを想定している。また、高齢者介護保険制度においては、利

障害者ケアマネジメント構築の課題

用者や家族が自らの介護支援計画（ケアプラン）を立て、介護支援専門員を介在しなくても介護保険サービスを利用することも可能ではあるが、実質的には介護支援専門員が介護支援計画を策定し、ケアマネジメントを展開することが制度内にビルトインされている。しかし、障害者ケアマネジメントにおいては、あくまでも利用者がケアマネジメントを希望することを前提

にしており、もし利用者が希望しないとすればケアマネジメントの必要はないと判断されることとなる。このことからも想定できるように、障害者ケアマネジメントの位置付けが、高齢者介護保険制度におけるケアマネジメントと比べ、その定着を推進していくうえで不安定な構造になっていることことが理解できる。

表1. 障害者ケアマネジメントと介護保険制度におけるケアマネジメント

| | 障害者ケアマネジメント | 介護保険制度でのケアマネジメント |
|------------------|-----------------------------------|--|
| 基底となる制度／サービス提供方式 | 支援費制度／税方式 | 介護保険制度／保険方式 |
| ケアマネジメントの実施主体 | 第一義的には行政庁(市町村) または障害者地域生活支援事業者 | 介護支援専門員 |
| ケアマネジメントの実施要件 | 利用者の希望 | 利用者の希望によるが、実質的には介護保険におけるサービスを受けるためには必要 |

3. 障害者ケアマネジメントの目標と実践上の課題

先に述べたように、障害者ケアマネジメントを導入し、推進させていくためにはその実施体制の構造的な課題がある一方で、障害者福祉、とりわけ障害者の地域生活支援を中心とした在宅福祉を推進させていくために、障害者ケアマネジメントに寄せられる期待は大きいものがある。そこで、改めて障害者ケアマネジメントの基本理念を確認することから、その目標としている内容について整理しておくこととする。

「障害者ケアマネジメントの普及に関する報告書」のなかで、その基本理念を5点にまとめて述べている。それは、①自立と社会参加の支援、②主体性、自己決定の尊重・支援、③地域における個別支援、④エンパワーメントの視点による支援、⑤ノーマライゼーションの実現に向けた支援の5つである⁶。これらは、国際障害者年以降の障害者福祉施策の基本理念そのものであり、これらの理念を推進させるためにケアマネジメントの手法の有効性を期待して報告書は提言をしていると言える。そこで、これらの基本的な理念を追求し、それを実現していくなかでケアマネジメントは有効であるのかを改めて問うてみるとともに、その実践上の課題について検討する必要がある。

(1) 障害者の自立と社会参加の支援

まず、「障害者の自立と社会参加の支援」について、先の報告書では、「障害者の自立は一人ひとりが責任ある個人として主体的に生きることを意味し、障害者ケアマネジメントは、自立した生活を目指し、社会経済活動への積極的な参画を支援する」⁷と述べられている。障害者ケアマネジメントによって障害者が自立した生活を目指すということ、社会経済活動への積極的な参画を支援するための手段としてケアマネジメントを用いるということでもある。障害者の自立した生活には、様々な角度からの支援が必要であるが、第一に、障害者の自立には、経済的側面からの自立、身体的側面からの自立、精神的側面からの自立、社会的側面からの自立など、障害者一人ひとり自立の意味合いは異なり、当事者や家族の障害の受容度、障害の特性、年齢、家族との関係等によって社会経済活動への参画のあり方も大きく異なる。そのような個別性の高い生活像を現実化させるために、ケアマネジメントによって、福祉・保健・医療のほか、教育・就労などの幅広いニーズと様々な地域の社会資源を適切に結びつけ、調整を図ることが必要である。さらに、地域の社会資源等を総合的かつ継続的に確保し、それらの社会資源の改善及び開発を推進することもケアマネジメントには含まれており、障害者の自立と社会参加の支援を図

ることが期待される。しかし、障害者一人ひとりが、①どのように自分自身の自立した生活像を描き、②その生活像を実現するためのニーズを明確にし、さらに、③ニーズの充足のためにケアマネジメントを希望するようにならなければ、現実化しない単なる理念的な目標に終わってしまう。「障害者の自立と社会参加の支援」について、ケアマネジメントが有効性を発揮することが理念的には理解できるものの、その実現には障害者自身が自立した生活像を描けるような支援、そのためのニーズの明確化とケアマネジメントを希望できるような支援をトータルに行うことからそれらの理念が現実化するのであると考える。その点で、知的障害、精神障害、身体障害のいずれの障害の特性からも、当事者が自立した生活像を描き、そのためのニーズを明確にすること自体に困難が想定され、障害者ケアマネジメントを当事者が必要とし、それを希望するような状況を創出するために、市町村や障害者支援事業者による積極的なかかわりや支援が必要とされる。そのような支援を、市町村（行政）の障害相談窓口等がどのように行うかは全く未知数である。また、障害相談窓口の対応いかんによって、障害者ケアマネジメントが行われるようになるのかどうかが大きく左右されることになると考えられる。

(2) 主体性、自己決定の尊重・支援

障害者ケアマネジメントでは、「障害者のニーズに対応したサービス提供は、一人ひとりの考え方、生活様式に関する好み等を尊重しながら、リハビリテーションの理念からも、本人の能力を最大限発揮できるように支援することが必要である。」として、「サービス提供のすべての過程において、利用者の積極的な関わりを求め、利用者と情報を共有し、利用者（必要に応じて家族または利用者が信頼する人）が望むものを選択し、利用者の自己決定に基づき実施することが重要である。」⁸と報告書は提言している。障害者へのサービス提供に際して、サービス提供のあらゆる過程に障害者が積極的なかかわり、自己決定に基づいてサービスを提供していくという基本的な理念に異論はない。これまで、障害者は援護や保護の対象とされ、サービスの利用者としての位置付けが十分になされてこなかった。サービス提供のあらゆる過程での利用者の積極的な関わりとは、具体的には、①相談やサービスの申請において利用者が自分の思いやニーズを伝えること、②サービスや援助の計画の策定に際して、利用者の考

えや要望を組み入れるように申し出ること、③サービスを利用していきなかで、利用者がサービスや援助に対する意見や要望を述べ、場合によってはそれまでの援助やサービス計画を変更すること、さらに、④サービスや援助の全体に対して利用者自らが評価をすることが考えられる。

そして、それらの過程を具体的に実施する手段をケアマネジメントの実施機関が準備しておく必要がある。具体的な手段の一つは、利用者自身にそのような意見や考えを表明する場が設けられていることである。これには、利用者がケアマネジャーとの関係をどのように構築しているかという援助関係の質的問題と、状況によって、利用者らがサービス担当者会議に参加するような場が設けられているかという課題があげられる。二つめとしては、意思を表明するのに何らかの困難があれば、それを支援するような準備ができていることである。そのためには、障害によってコミュニケーションの方法に何らかの支障がある場合には、それを補完するための様々な手段が講じられる必要がある。そのような具体的な体制が準備されているかが、障害者ケアマネジメントを円滑に進めていくうえでの課題となると思われる。

(3) 地域における生活の個別支援

障害者ケアマネジメントは、「一人ひとりの利用者の生活を知り、抱えている課題や困難を理解し、利用者の生活を取り巻く家族や各種の社会資源、地域社会との関わりの中で個別支援をする。」⁹とし、そのような個別支援を行うために、市町村が中心となり、各種行政サービスや社会経済活動への参加の機会を提供することによって、地域社会において質の高い生活を継続できるように支援することを基本理念にしている。そのため、市町村が中心になり、障害者の地域生活を個別支援することが明確に位置付けられ、これまでの措置制度の運用のなかでの行政の取組みとは異なり、地域における生活を個別的に支援する行政サービスをソーシャルワークの観点に立って展開していくことが求められている。利用者の要望や意向を受動的に聞き、その範囲内でサービスを提供することにとどまるではなく、利用者の生活を知り、抱えている課題や困難を理解することは、能動的な利用者へのかかわりが求められる。行政サービスにこのような能動的なかかわりをどのように展開し、定着させて行くかが今後の大変な課題となる。

(4) エンパワメント(empowerment)の視点による支援

エンパワメントとは、1960年代のアメリカ社会における黒人差別など、黒人への社会的抑圧に対して黒人たちが立ちあがり、そのような社会的抑圧を改善するなかで、自分たちのおかれている状況を改善する力を高め、自信を回復するとともに自分たちの生活をのあり方をコントロールできるようになったことから、注目されるようになった概念である。障害者ケアマネジメントでは、このようなエンパワメントの視点に立って、サービス利用者が自己の課題を解決し、自分自身が生活の主体者であることを自覚し、自信が持てるよう利用者の力を高めていくように支援していくことをを目指している。サービスや支援を受けることによって、サービスや支援に依存するのではなく、それらを活用して新たな力を身につけていくように支援することがエンパワメントの視点による支援と言える。そのためには、サービスや支援によって利用者がどのように生活の改善を図ることができ、利用者の環境やおかれている状況そのものが変化していくかについての評価を行っていくことが必要である。

(5) ノーマライゼーションに実現に向けた支援

最後の、障害者ケアマネジメントを実施することにより、地域における生活支援を展開することを通して、ノーマライゼーションの実現を図り、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域社会での普通の生活を営み、社会・経済的、文化的活動に参加する社会を構築することを目指している。このことは、障害者福祉施策そのものが目指している理念であり、障害者ケアマネジメントを展開する過程を通して、障害者のノーマライゼーションを実現していくことになると考えられる。

そして、上記の障害者ケアマネジメントの目標（①自立と社会参加の支援、②主体性、自己決定の尊重・支援、③地域における個別支援、④エンパワメントの視点による支援、⑤ノーマライゼーションの実現）をそれぞれ評価する枠組を設定し、障害者ケアマネジメントの効果を評価していくことが今後の大きな課題となってくると思われる。

4. 三障害の地域生活支援事業と障害者ケアマネジメント

障害者ケアマネジメントの実施主体について、「障害者ケアマネジメントの普及に関する報告書」では、

「実施主体は第一義的には市町村であり、市町村が自ら実施するか、あるいは都道府県及び市町村が委託している市町村障害者生活支援事業、障害児（者）地域療育支援事業及び精神障害者地域生活支援センターにおける相談支援において、障害者ケアマネジメントを実施する。」と提言している。そして、先の三つの生活支援事業等においては、障害者ケアマネジメントの実施を基本として運用を図り、それぞれの事業が障害特性を考慮しながらも、障害種別を超えて一体的に事業を実施する観点から事業運営を見直す必要があると報告している。つまり、市町村が直接、障害者ケアマネジメントを行わない場合には、障害者生活支援事業¹⁰を実施している民間事業者がそれを実施できることとし、それぞれの事業における障害者の生活支援だけでなく、障害種別を超えて相談支援を行っていくことを想定している。以下、表2は障害者生活支援事業の概要をまとめたものである。

表2のように、障害者生活支援事業は、それぞれ障害特性を考慮してそれぞれの特性に見合った事業を開拓してきている。そして、障害者の地域生活支援事業の相談支援において、障害種別を超えて一体的に事業を実施する観点から事業運営を見直すことは、三事業が必ずしも岩手県内の各圏域ごとに完全に整備されていない実情から考えると現実的な方策であると考えられる。加えて、三障害の福祉施策を、各個別法を超えて一体的に推進していくために、障害者生活支援事業の一体的な実施が大きなきっかけになることが期待できると考えられる。その一方で、各障害者生活支援事業を行う立場として、まだ事業そのものの実施の経験が少ないなかで、新たに障害種別を超えた一体的な事業を行うだけの準備が不十分な現状である。

のような障害者生活支援事業者の課題に対応するためには、都道府県および市町村が障害者生活支援事業者に対して、研修、情報提供、人材育成等に関する積極的な支援を行う必要がある。障害者福祉施策としての地域生活支援事業を推進するための、いわゆる後見的支援が行政庁に求められると考える。障害者福祉分野における措置権なき後の行政庁（市町村等）の公的責任のあり方が重要な課題であると考えられるが、障害者ケアマネジメントを普及させ、定着させていく過程のなかで、利用者のニーズ調査、第一義的な相談窓口を設定し、それを機能させること、民間の障害者生活支援事業者に対する後見的支援（情報提供、研修、

人材育成、複雑な問題状況への介入支援等)、サービス効果の評価を明確に行っていくことが新たな公的責

任の一つであると考えられる。

表2. 障害者生活支援事業の概要

| | | | |
|-------|--|---|---|
| 区分 | 市町村障害者生活支援事業 | 障害児(者)地域療育等支援事業 | 精神障害者地域生活支援センター |
| 対象 | 身体障害者及びその家族 | 障害児・知的障害者 | 精神障害者 |
| 事業主体 | 市町村 | 県 | 市町村・非営利法人 |
| 委託先 | 身障施設経営社会福祉法人・社会福祉協議会等 | 障害児(者)施設経営社会福祉法人 | 市町村実施の場合は、委託可 |
| 事業内容 | ・在宅サービスの利用援助 ・施設等社会資源活用のための支援 ・社会生活を高めるための支援(社会訓練プログラム等の実施 ・ピアカウンセリング | ・在宅支援訪問療育等指導事業(訪問巡回相談、訪問健診) ・在宅支援外来療育等指導事業 ・地域生活支援事業 ・施設支援一般指導事業 | ・日常生活支援(住居・就労・食事等への援助、生活機能) ・対人関係に関する指導) ・相談(電話・面接等による日常的問題への助言) ・地域交流 |
| 活動拠点 | 独自事務所 | 社会福祉施設 | 地域生活支援センター |
| 対象経費 | 給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 | 給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金 | 給料、職員手当等、共済費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、各所修繕費 |
| 負担割合 | 国1/2 県1/4 市町村1/4 | 国・県1/2 | 国・県1/2 |
| 職員配置 | 常勤専従1名嘱託職員(保健婦、理学療法士) | コーディネーター1名 | 常勤3名ほかに、非常勤の精神障害者社会復帰指導員2名 |
| 施設整備費 | 有り | 無し | 有り |

表3. 障害者生活支援事業の実施状況(平成13年度)

| | 市町村障害者生活支援事業 | 障害児(者)地域療育等支援事業 | 精神障害者地域生活支援センター |
|---------|----------------|----------------------|-----------------------|
| 盛岡 | もりおか障害者自立支援プラザ | 都南の園 太田の園 | 地域生活支援センター「滝沢」 |
| 岩手中部 | ふれあいステーション北上 | ルンビニー学園 (北萩寮) | 精神障害者花巻地域生活支援センター(仮称) |
| 胆江 | | 虹の家 興郷塾 | |
| 両磐 | 一関障害者生活支援プラザ | ふじの実学園 ブナの木園 | 地域生活支援センター「一関」 |
| 気仙 | | ひかみの園 (慈愛福祉学園) | |
| 釜石 | | 石上の園 (大松学園) | |
| 宮古 | | 第一わかたけ学園 第二わかたけ学園 | 地域生活支援センター「みやこ」 |
| 久慈 | | 恵水園みづき園 | 地域生活支援センター「久慈」 |
| 二戸 | | 県立中山の園 奥中山学園 | 地域生活支援センター「のぞみ」 |
| 合計 | 3 | 15(18) | 5 |
| H17年度目標 | 9 | 18 | 10 |

()内は、13年度予定

障害者ケアマネジメント構築の課題

表3にあるように、岩手県内における平成13年度の障害者生活支援事業の実施状況は、岩手県を9ヶ所の圏域別に見ると知的障害者分野の障害児（者）地域療育等支援事業以外は未実施の圏域があり、平成17年度を目標として、岩手県では全圏域において各生活支援事業を最低1ヶ所の事業所で実施されるように推進しているところである。そして、平成15年度の障害者ケアマネジメントの実施に向けて、何よりも緊急にその整備を進めているところである。したがって、市町村を障害者ケアマネジメントの第一義的な実施主体と位置付けながらも、その取組みが市町村に不十分な場合には、障害者生活支援事業者によって障害者ケアマネジメントが実施されることが求められるだけに、その体制整備は急を要するところである。

岩手県においては、障害者生活支援事業の相談支援機能の充実を図るとともに、市町村における相談支援体制との連携強化を図ろうとしている。その際、市町村の相談支援活動への取組みをサポートするために、県及び障害保健福祉圏域に連絡調整会議を設置し、市町村と障害者生活支援事業者との協働の推進を図ろうとしている。このように、市町村による障害者ケアマネジメントと、それを補完する障害者生活支援事業による障害者ケアマネジメントをどのような形態で障害保健福祉圏域ごとに整備していくのかが今後の大きな課題となっている。

5. 障害者地域生活支援の基本的課題

国際障害者年を基点としてノーマライゼーション理念は、一定の評価が得られるレベルまでに進展し、社会福祉法の制定によって障害者福祉施策が大きな転換期を迎えるようとしている。改めて、障害者の地域福祉の現状を概観すると、社会福祉法第3条に規程された福祉サービスの基本理念がどれほど反映されているであろうか。そこには、「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。」とある。人としての尊厳の保持に根ざした福祉サービスが良質かつ適切なものとして、障害者の地域生活支援サービスに位置付けられているであろうか。そのような地域生活支援サービスを市町村が整

備していく体制すら不十分な現状であるなかで、利用する側も地域生活支援サービスの内実を十分に理解されていない状況である。社会福祉法の理念が先行し、実態はあらゆる面でこれからの推進にかかっている。そのためには、障害を持つ者がサービス利用者としての認識を持ち、サービスを利用することを通して、日常の生活を豊かにしていくという現実味のある自立生活の像を描けることがまず重要である。そのような生活像を描けるように積極的な介入が市町村や障害者生活支援事業者によってなされることが必要である。

そのような福祉サービス利用者としての意識の高まりのなかで、障害者ケアマネジメントの希望がなされ、その実施に向けて取組みが展開されることになる。障害者のそのような希望を表出できるような支援も必要になってくる。介護保険制度によるケアマネジメントと異なり、制度そのものにビルトインされないまま障害者ケアマネジメントが導入されようとしている。これまで、障害者ケアマネジメントの体制整備に関する課題を述べてきたが、再度、障害者の家族を含め、利用者側の意識の変革も求められる。

また、障害者ケアマネジメントによる地域生活支援を実効性のあるものにするためには、何よりも市町村の取組みが大きな鍵を握ることになる。市町村の障害保健福祉担当がどれほどのイニシアティブを発揮しながら、障害者サービスの実施と相談支援活動等を展開するかが大きな鍵となり、それを支援していく必要がある。

さらに、障害者生活支援事業が障害保健福祉圏域ごとに実施され、そこで専門的な相談支援活動が市町村を支援していく体制を構築していく必要がある。そして、市町村と障害者生活支援事業者の協働を積極的に推進させていくためには、県や障害保健福祉圏域の行政庁による連絡調整の機能が重要となってくる。

今後は、障害者地域生活支援の実態調査を踏まえ、障害者ケアマネジメントに対するニーズ調査と実施上の効果評価について、詳細な検証を行っていく必要があり、今後の調査研究の課題としたい。

-
- 1 星野信也、「選別の普遍主義の可能性」、p 271、
2000年、海声社
 - 2 障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会、
「障害者ケアマネジメントの普及に関する報告書」、
平成13年3月31日、厚生労働省
 - 3 2)に同じ報告書、p 8
 - 4 社会福祉基礎構造改革についての中間まとめ、
「サービスの質の確保」、中央社会福祉審
議会社会福祉構造改革分科会中間まとめ・資料集、
P14、1998年9月、中央法規出版
 - 5 今後の障害保健福祉施策の在り方について、199
9年1月19日、厚生省
 - 6 2)に同じ報告書、p 2 - 3
 - 7 2)に同じ報告書、p 2
 - 8 2)に同じ報告書、p 2 - 3
 - 9 2)に同じ報告書、p 3
 - 10 障害者生活支援事業とは、都道府県及び市町村が
委託している「市町村障害者生活支援
事業」、「障害児（者）地域療育支援事業」及び「精
神障害者地域生活支援センター」に
おける相談支援事業を言う。